

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和3年7月12日 11時00分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋埼東方沖 尻屋埼灯台から真方位098° 11.4海里（M）付近 （概位 北緯41° 24.1′ 東経141° 43.0′）
事故の概要	漁船第八十八豊漁丸 ^{ほうりょう} は、まぐろ ^{まぐろ} のはえ縄を揚縄中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和3年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八豊漁丸、4.9トン AM3—50887（漁船登録番号）、一般社団法人青森県漁船リース事業協会 12.70m（Lr）×3.22m×1.01m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成27年4月7日
乗組員等に関する情報	船長 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月15日 免許証交付日 令和元年10月7日 （令和6年11月14日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視程 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、まぐろ ^{まぐろ} のはえ縄漁の作業を行う目的で、令和3年7月11日22時00分ごろ、青森県大間町大間漁港を出港した。 本船は、尻屋埼東方沖の漁場において、はえ縄の揚縄中、甲板員が本船右舷中央のサイドローラの側方に立ってリモコンによる操船とウインチの操作に当たり、船長が、サイドローラの船尾側に立ち、引き揚げ用ローラで枝縄を巻き揚げ、釣れたまぐろ ^{まぐろ} を魚倉に格納してい

	<p>た。</p> <p>船長は、令和3年7月12日11時00分ごろ、枝縄が絡んだ状態で上がってきたまぐろを船内に引き上げようと、絡んだ枝縄を両手でつかんで船上に引き上げようとしたところ、急に、まぐろが暴れだして枝縄が張って右手親指に絡み、軍手ごと第一関節から先が切断された。</p> <p>船長は、右手親指が壊死しないように随時、止血を行いながら作業を続けていたものの、出血が収まらなかったため、船舶電話で119番に通報して救急車の手配を依頼し、尻屋岬漁港に入港し、搬送された病院で縫合及び止血の処置を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、遠洋まぐろはえ縄漁船の漁労長を経て、平成17年から大間においてまぐろ一本釣り漁を約14年、令和2年からまぐろはえ縄漁に従事していた。</p> <p>船長によれば、遠洋まぐろはえ縄漁の経験のある大間町の漁業者は、船長を含め、指にロープが絡む負傷事故防止のため、塩化ビニール製手袋の上にナイロン軍手を着用すれば、手に枝縄が絡んでも、ナイロン軍手だけが滑って外れ、ほとんど負傷することがないことを知っているとのことであった。</p> <p>船長によれば、大間町でまぐろ漁に従事する漁業者は、手袋を二重にはめると違和感があることや、枝縄約3,000本の遠洋まぐろはえ縄ならまだしも、枝縄約100本の大間町でのまぐろはえ縄漁やまぐろ一本釣り漁で、そこまで慎重にする必要はあるまいと思ひ、ほとんどの漁業者が素手に綿100%の軍手を着用しているとのことであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尻屋埼東方沖でまぐろはえ縄漁の揚縄中、船長が、まぐろに絡んだ枝縄を両手でつかんで船内に引き込もうとしたとき、急にまぐろが暴れて枝縄が右手に絡み、素手に綿100%の軍手を着用していたことから、軍手が外れず、枝縄が右手親指に巻き付いて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、遠洋まぐろはえ縄漁の経験から塩化ビニール製手袋の上にナイロン軍手を着用すれば、ほとんど、負傷することがないこと知っていたものの、手袋を二重にはめると違和感があること及び大間近海でのまぐろはえ縄漁にそこまで慎重にする必要はないと思っていたことから、素手に綿100%の軍手だけで作業したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が尻屋埼東方沖でまぐろはえ縄漁の揚縄中、船長</p>

	<p>が、まぐろに絡んだ枝縄を両手でつかんで船内に引き込もうとしたとき、急にまぐろが暴れて枝縄が右手に絡み、素手に綿100パーセントの軍手を着用していたため、軍手が外れず、枝縄が右手親指に巻き付いて負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まぐろ漁に従事する漁業者は、一本釣り漁のテグスやはえ縄の枝縄が絡まることによる手、指等の負傷事故を防ぐため、塩化ビニール製手袋の上にナイロン軍手やナイロン繊維と極細ワイヤの混合糸を使用した耐切創手袋を着用する等の対策のうえ、操業すること。

付図1 事故発生場所概略図

